

江の川河川整備アドバイザー会議 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、江の川河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）規約第6条の条項に基づき、会議の公開を定めるものである。

（会議開催の周知）

第2条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所ホームページ（以下「ＨＰ」という。）により一般に周知する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。

- 2 会議の配布資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ＨＰにて公開する。
- 3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨をＨＰにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規約は平成30年2月●日から施行する。